

福祉サービス第三者評価事業の最近の動向と今後の対応について

1 第三者評価事業の促進（厚生労働省）（R7.6.3 評価事業普及協議会にて）

- (1) 女性自立支援施設（旧：婦人保護施設）第三者評価基準の改定
 - 共通評価項目の見直しをしており、未発出とのこと
- (2) 共同生活援助に係る地域連携推進会議の取扱い
 - 第三者評価を実施している場合には、開催を施設訪問に代えることができる
受審年は会議開催と施設訪問は実施不要

2 受審勧奨した法人・事業所への情報提供（メールマガジンの発行）

- (1) 相手方 保育所（認定こども園）・放課後児童クラブを運営する 15 市町村、
一部の社会福祉法人（※了解を得た 4 法人）

(2) 内 容

	送信日	内 容
第 4 号	令和 6 年 12 月 27 日（金）	【1】 令和 6 年 3 月以降の第三者評価結果の公表状況をお知らせします（22 件） 【2】 長野県社会福祉審議会福祉サービス第三者評価推進専門分科会を開催しました 【3】 新たに 2 社を評価機関として認証しました （評価機関一覧）
第 5 号	令和 7 年 4 月 23 日 （水）	【1】 今回から、保健福祉事務所にも送信します 【2】 令和 6 年 12 月以降の第三者評価結果の公表状況をお知らせします（34 件） 【3】 コスモプランニング有限会社さんが評価機関の認証を辞退されました （評価機関一覧）

3 今後の対応（案）（長野県）

- (1) 受審勧奨した法人・事業所への情報提供（メールマガジンの発行）
- (2) X（旧 Twitter）による情報発信（資料 2-1 参照）
- (3) 指導監査時における受審勧奨及び X（旧 Twitter）アカウントの周知（資料 2-2、2-3 参照）
- (4) 2 市に対する保育所・放課後児童クラブの受審勧奨